



7 予予第 1 8 3 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

一般社団法人 日本建設業連合会

会長 宮本 洋一 様

東京消防庁

予防部長 伊勢村 修隆



解体工事現場における火災予防対策の徹底について（依頼）

平素から、消防行政につきまして、格別のご理解とご協力を承り厚く御礼申し上げます。

先般、東京都千代田区飯田橋の解体工事中の現場において、工事作業員が負傷する大規模な火災が発生しました。当該火災は、屋上看板の撤去作業時に発生したガス溶断器の溶断火花が、防音パネルと外壁の間を通り落下し、外壁のアスベスト除去工事現場で養生のために設置されていたポリエチレンフィルムに着火したことが原因と考えられます。本件は、東京消防庁管内で適用される火災予防条例（昭和 3 7 年東京都規則第 6 5 号）第 2 8 条に規定される、溶断作業を行う場合の不燃材料による遮熱等の措置や作業中の監視等が、徹底されていなかった可能性があります。

このことから、同種の火災発生の防止に向け、貴団体の会員各社の方々に、別添えのリーフレットを参考にいただき、解体工事現場における火災予防対策の徹底について周知していただきますよう、お願い申し上げます。

問合せ先

〔 予防部予防課建築係 上島 白旗 〕  
電話 03-3212-2111 内線 4742 4748

# なくそう！工事現場からの火災

東京消防庁管内では、工事中の溶接・溶断で発生する火花が飛散、落下することによって過去5年間で131件火災が発生しています。

溶断の火花は広範囲に飛散・落下することがあります。同種の火災を起こさないよう、次の工事中の火災予防対策を徹底し、火災予防に万全を期していただくようお願いします

火気を使用する際は、付近に断熱材等の可燃物がないことを確認



火気周囲を不燃材シート等で遮へい、消火器等の準備



溶接等の作業場周辺の点検や作業中の監視



溶接溶断、グラインダーによる研磨作業等を行う場合は、消火の準備を行い、不燃材料による遮熱や作業中の監視等の火災発生防止措置を行うようお願いします。

工事中の防火管理については、東京消防庁ホームページもご覧ください。  
(トップページ→防火管理→工事中の防火管理)

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



問合せ先